

沖縄県営都市公園における施設の使用許可審査基準

令和4年1月13日 土木建築部都市公園課長専決

沖縄県営都市公園における施設の使用許可について、沖縄県行政手続条例第5条の規定に基づき、以下のとおり審査基準を定める。

1. 本基準の目的

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条第1項において、公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないと定められている。また、同法第6条第1項において、都市公園に公園施設以外の工作物等を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならないと定められている。

本基準は、同法第5条第1項及び第6条第1項に基づく許可申請に対して、公園管理者が処分を決定する際の審査基準を明確にし、審査の公平、公正を担保することを目的とする。

2. 本基準の対象となる都市公園

本基準の対象となる都市公園は、次に掲げる施設とする。ただし、供用開始していない区域（以下、未供用区域という）は除く。

- (1) 名護中央公園
- (2) 中城公園
- (3) 沖縄県総合運動公園
- (4) 浦添大公園
- (5) 海軍壕公園
- (6) 奥武山公園
- (7) 首里城公園
- (8) 平和祈念公園
- (9) バンナ公園

3. 用語の定義

- (1) 法：都市公園法。
- (2) 公園施設：法第2条第2項各号に規定される施設。
- (3) 設置許可：法第5条第1項に基づく許可。新たに公園施設を設置する場合に必要。
- (4) 管理許可：法第5条第1項に基づく許可。すでに存在する公園施設を管理する場

合に必要。

- (5) 占用許可：法第6条第1項に基づく許可。
- (6) 条例：沖縄県都市公園条例。
- (7) 公園管理者：沖縄県知事。
- (8) 指定管理者：地方自治法第244条の2第3項の規定により、知事が指定した法人その他の団体。

4. 設置許可及び管理許可の審査基準（法第5条第1項関係）

許可の要件として、次の（1）の項目をすべて満たしていること。

（1）審査項目

- ①公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であること、若しくは公園管理者以外の者が設け、又は管理することが都市公園の機能の増進に資すると認められること。
- ②法第2条第2項各号に規定される公園施設に該当すること。
- ③都市公園の設置目的、配置、規模等を勘案し、当該都市公園の効用が全うできるものであること。
- ④都市公園計画上及び都市公園管理上支障のないこと。
- ⑤営利行為を伴うときには、販売品目が都市公園内での販売に適しており、かつ、近隣における同種の販売品目の価格・料金と比較して社会通念上均衡していると認められること。
- ⑥その他、不許可とすべき特段の事情がないこと。

（2）許可期間（法第5条第3項）

設置許可及び管理許可の期間は、10年を超えないものとし、設置又は管理の目的を達成するために必要と認められる期間に限るものとする。許可は更新することができるが、更新後の許可期間も同様とする。

5. 占用許可の審査基準（法第6条第1項関係）

許可の要件として、次の（1）の項目をすべて満たしていること。

（1）占用許可の審査項目

- ①申請に係る工作物その他の物件又は施設が、法第7条第1項各号又は同条第2項に掲げる工作物その他の物件又は施設に該当すること。
- ②都市公園の占用が、公衆の当該都市公園の利用に著しい支障を及ぼさないこと。
- ③当該都市公園の敷地以外にこれに代わるべき適当な土地がなく、かつ、必要やむを得ないと認められること。
- ④都市公園の占用が法施行令第15条から第17条で定める技術的基準に適合すること。
- ⑤その他、不許可とすべき特段の事情がないこと。

(2) 許可期間（法第6条第4項、法施行令第14条）

占用許可の期間は10年を超えない範囲内において政令で定める期間を超えないこととし、占用の目的を達成するために必要と認められる期間に限るものとする。許可は更新することができるが、更新後の許可期間も同様とする。

6. 未供用区域の使用許可について

沖縄県公有財産規則（平成元年4月28日規則第40号）及び行政財産目的外使用許可基準（昭和55年3月27日総管第1542号総務部長通知）に基づき審査する。

7. 不許可処分とする場合

以下に該当する場合、申請に対して不許可処分とする。

- ①上記の審査基準を満たしておらず、是正の見込みがない場合。また、是正を求めた日の翌日から起算して14日経過しても応答がない場合。
- ②申請書の記載内容に誤字脱字等の不備があり、是正を求めた日の翌日から起算して14日経過しても応答がない場合。
- ③申請者が、過去に条例第3条に規定する禁止行為を行う等、公園管理者又は指定管理者の業務を妨害した者で、反省及び再発防止の意志がないと認められる場合。
- ④申請書の提出日が使用開始希望日の1営業日前から起算して7営業日以内であり、使用開始希望日の前日までに許可処分できる見込みがないと認められる場合。

8. 許可を取り消す場合

法第27条第1項及び第2項の規定に基づき、以下のいずれかに該当する場合は法第5条第1項及び第6条第1項に基づく許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは都市公園を原状に回復することを命ずる。

- ①都市公園法をはじめとする法令に違反した場合。
- ②許可条件に違反した場合。
- ③偽りその他不正な手段によって許可を受けたことが判明した場合。
- ④許可を受けた主体が、沖縄県暴力団排除条例第2条第1項に定める暴力団、同条例第2項に定める暴力団員に当たると判明した場合、若しくは集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行う組織の利益になると判明した場合。
- ⑤都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合。
- ⑥都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい障害が生じた場合。
- ⑦その他、公益上やむを得ない必要が生じた場合。

附則

1. この基準は、令和4年1月13日から施行する。